

清須市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

平成30年12月4日

清 須 市 監 査 委 員      黒 川 了 一

清 須 市 監 査 委 員      浅 井 泰 三

# 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

黒川 了一  
浅井 泰三

## 第2 監査の種類

定期監査

## 第3 監査の概要

### (1) 監査の実施期間及び対象部局課・対象期間

①企画部企画政策課、総務部財政課

対象期間：平成30年4月1日から平成30年7月31日までの所管事務

実施期間：平成30年9月1日から平成30年9月26日まで

②総務部収納課、市民環境部保険年金課、市民環境部産業課

対象期間：平成30年4月1日から平成30年8月31日までの所管事務

実施期間：平成30年10月1日から平成30年10月25日まで

### (2) 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

## 第4 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一部において是正・改善を要する軽微な事項については、その都度、監査の対象部局課に対し、是正指導を行った。

各所管の事務事業の内容及び監査の結果について主なものは、次のとおりである。

### 1 企画部企画政策課

主な所管の事務は、総合計画の策定及び推進、行政改革、行政評価、庁議、市民協働、統計調査、国勢調査、情報システムに関することである。

住民情報系システム更新賃貸借等、委託、その他の契約文書及び事務事業について

審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。

また、負担金及び補助金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 2 総務部財政課

主な所管の事務は、財政計画、予算編成、工事等入札及び契約、検査、市有財産、市庁舎の管理及び営繕に関することである。

市役所庁舎総合維持管理業務委託等、賃貸借、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

また、負担金、行政財産の目的外使用についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 3 総務部収納課

主な所管の事務は、市税等の収納、口座振替、督促、市税の滞納整理及び処分、執行停止及び不納欠損処分に関することである。

市税コンビニエンスストア収納代行業務委託等、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 4 市民環境部保険年金課

主な所管の事務は、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、国民年金に関することである。

国民健康保険特定健康診査業務委託等、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。

また、交付金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 5 市民環境部産業課

主な所管の事務は、農業委員会、農政、市民農園、食育の推進、商工業の振興、商工団体の育成、観光及びまつりに関することである。

清洲城管理（運営管理・受付・清掃及び文化広場除草）業務委託等、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。

また、負担金、補助金及び交付金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 第5 監査のまとめ

他の事務も含め、予算決算会計規則、契約規則、物品管理規程を始め職務権限規程、各種事務処理要綱、取扱要領、基準等の規定に基づく、基本的な事務手順の再確認を徹底し、適正な事務処理、執行に努められるよう求めます。